

千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則（案）の概要

令和7年2月12日

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1 改正の趣旨

県では、千葉県開発行為等規制細則において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の開発行為の許可に必要な事項を定めています。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）により、開発行為の許可申請書の添付書類に係る規定の整備が必要になったことから、千葉県開発行為等規制細則の改正を予定しています。

2 改正の概要

宅地造成等規制法の一部改正により、必要な資力・信用を有すること、工事施行者が必要な能力を有すること等が宅地造成等に関する工事の許可基準となりました。

これに伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要する開発行為については、以下の書類の提出が省略されている自己居住用の住宅建築等に係るものであっても、これらの書類を許可申請書に係る添付書類とする等の改正を行います。

（1）資金計画書の添付書類

- ア 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書
- イ 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

（2）申請者の資力及び信用に関する書類

- ア 資産に関する調書及び所得税に関する納税証明書
(法人の場合にあつては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書)
- イ 事業経歴書

（3）工事施行者の能力に関する書類

- ア 建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- ※ 現行では建設業者許可証明書と規定しているが、国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いを踏まえ、所要の改正を行う。

3 施行期日（予定）

令和7年5月26日